第 423 回　東京地方最低賃金審議会　議事録

１　日　時　　令和３年８月 10 日（火）　午前 10 時 30 分から午後 12 時 04 分
２　場　所　　九段第３合同庁舎　共用会議室１－２
３　出席者　　公益代表委員６名　労働者代表委員６名　使用者代表委員６名

都留会長　　ただいまから、第 423 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

はじめに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

賃金指導官　　本日は、委員定数18名全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数である全委員の３分の２以上、または、各側委員の各３分の１以上を満たしておりますことを御報告いたします。

都留会長　　ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

議事（１）「東京都最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。事務局は、申出状況と処理手続について説明してください。

賃金課長　　御説明いたします。資料１を御覧ください。

東京都最低賃金の改正決定につきましては、７月21日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日にその要旨を公示いたしました。この公示がされた場合、当該最低賃金に係る労働者または使用者は、公示があった日から15日以内に東京労働局長に異議を申し出ることができるとされております。８月５日が異議申出期間満了日でございました。

資料２を御覧ください。申出期日までに43件の異議申出書が提出されまして、７ページと８ページが申出の一覧になりまして、11ページから112ページまでが異議申出書の写しになります。

異議申出書が提出された場合に東京労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされていることから、本日、諮問をさせていただくことにしております。よろしくお願いいたします。

都留会長　　ありがとうございます。

異議申出があったことに対して、当審議会の意見を求めることについて、東京労働局長より諮問されることですので、局長、お願いします。

（局長から会長へ諮問文手交）

賃金課長　　それでは、各委員に諮問文の写しをお配りさせていただきます。

（諮問文（写）配付）

都留会長　　では、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

賃金指導官　　はい、諮問文を読み上げさせていただきます。

東労発基0810第１号、令和３年８月10日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京労働局長土田浩史、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。

標記について、別紙のとおり武藤睦美ほか 42 件の最低賃金法第 11 条第２項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

都留会長　　ありがとうございます。

東京労働局長より諮問がありましたので、ただいまよりこの異議申出について審議に入ります。

まず、事務局から異議申出について、説明してください。

賃金指導官　　東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書に関しまして、その要旨を御紹介いたします。

異議申出書は、全部で 43 件ございまして、資料の７ページに資料Ｎｏ．２として異議申出書の一覧表をおつけしております。提出された異議申出書につきましては､資料の 11 ページ以降に写しをつけておりますので御覧ください。時間が限られておりますので、異議申出書全文の読み上げは割愛させていただき、要旨のみの御紹介とさせていただきます。

まず、資料 11 ページ、提出者１、武藤睦美様からの異議です。東京都の最低賃金 1,041 円は、昨年度最低賃金の引き上げがなく据え置かれたことから鑑みると十分な引き上げとはいえない。最低賃金で働く多くの非正規労働者はコロナ禍でシフトカットや時間短縮などにより労働時間を大幅に

減らされ、通常時よりも半分ぐらいの賃金しか稼げていない。その意味でも時給が低いと言わざるを得ない。中小企業支援がない中、最低賃金が引き上げられ、中小企業で働く労働者が正規、非正規を問わず、皆が解雇とならないような施策をお願いしたい。１円でも２円でも、最賃引き上げの再検討を申し出ますとの内容です。

次に資料13ページ、提出者２、東京都障害児学校教職員組合からの異議です。生計費調査では、東京でほぼ最低限の生活を行ったとしても、月24万円以上、時給計算すると1,600円以上必要となることから、職場や地域の実態を反映していない審議会の決定意見については撤回し、再度審議会にて審議し直し、憲法に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する最低賃金へ引き上げるようにすることとの内容です。

同様の御意見を提出者３、全国福祉保育労働組合東京地方本部、提出者４、ＪＭＩＴＵ東京地方本部、提出者23、東京都教職員組合からもいただいております。

続きまして、資料17ページ、提出者５、足立区労働組合総連合からの異議です。記書きを読ませていただきます。

１、私たちは「最低生計費調査」の結果から、「東京で早期に1,500円」を求めています。早期にこれに到達できるよう大幅な引き上げ改訂を審議するよう求めます。また、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にのっとり、労働者の生計費を基軸に審議をやり直していただくよう求めます。２、全国一律最低賃金制度の必要性を審議することを求めます。３、審議会・専門部会の全面公開、公開の審議の場での最低賃金ラインの労働者の意見陳述を実施するよう求めますとの内容です。

同様の意見を提出者39、東京地方労働組合評議会青年部協議会からもいただいております。

次に、19ページ、提出者６から17、19、22、30から33、40の東京土建一般労働組合からの意見です。提出いただいたのは、組合本部のほか、板橋支部、荒川支部、品川支部、北支部、墨田支部、江戸川支部、多摩西部支部、練馬支部、目黒支部、町田支部、大田支部、村山大和支部、台東支部、

豊島支部、清瀬久留米支部、八王子支部、多摩・稲城支部、新宿支部です。20ページほか、裏面の記書きを読ませていただきます。

１、東京地方最低賃金審議会に対し、再度改定金額の諮問を行ってください。２、私たちの要求は全国どこでも早期に時間額1,500円以上、東京では今すぐ1,500円を実現することです。審議会に対し、2021年10月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営める大幅な引き上げを審議、答申するよう求めてください。３、最低賃金額引上げにともない、中小企業への支援策を拡充してください。４、東京で、最低賃金に近い収入で暮らす若年労働者、非正規労働者の生活実態や、生計費調査結果に基づく時間額1,500円の必要性について意見陳述を実施してくださいとの内容です。

続きまして、43ページ、提出者18、東京春闘共闘会議からの異議です。日本政府の中小企業対策は先進国に比べても「雀の涙」でしかなく、中小企業支援策の抜本的な拡充に向かうことが必要であること、多くの大企業は業績を回復しているが、労働者と中小事業者はしわ寄せがされるばかりであり、低賃金労働者は最賃が上がることでしか救われませんとし、中央最低賃金審議会の目安どおりの28円引き上げにとどまり、答申は評価できるものではありません。再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げることを求めますとの内容です。

同様の異議を提出者35、全労連全国一般労働組合東京地方本部、提出者37、文京区労働組合総連合、提出者41、三多摩国民春闘共闘会議からもいただいております。

次に、47ページ、提出者20、渋谷区労働組合総連合からの異議です。記書きを読ませていただきます。

１、最賃1,500円は健康で文化的な生活を営むための最低基準です。審議をやり直し、時間額1,500円となるよう、大幅に引き上げる改定を求めてください。２、審議会・専門部会を全面公開し、審議会の場で最低賃金ラインの労働者の意見陳述を実施するよう強く促してください。３、コロナ禍で危機に瀕する中小企業の経営と雇用を守るためには、国による対策の拡充、強化が必須です。中小企業への真水の支援を国として政策化してください

との内容です。

同様の意見を提出者27、新宿区労働組合総連合女性センター、提出者28、東京地方労働組合評議会女性センター、提出者38、東京地方労働組合評議会パート非正規労働者連絡会からもいただいております。

次に、49ページ、提出者21、日本民主青年同盟東京都委員会からの異議です。青年労働者、特に医療・介護・保育・教育といったケア労働従事者を中心に、感染症対策などで働き方が過酷になっているにも関わらず、待遇の改善がみられなかったり、かえって悪くなるなど、経済的な困窮が広がっていることが明らかになっているとし、今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げをお願いしたい。学生が集中する東京でこそ、最低賃金の引き上げが求められていますとの内容です。

次に、54ページ、提出者24、目黒地区労働組合協議会からの異議です。①早期の「全国平均1,000円」を目指すとしているが、今のペースでは、「全国平均1,000円」となるには、まだ10年程度かかることが予想され、特に非正規労働者の待遇改善が現実的なものとならない。②ランクＡ地域とＤ地域では200円の格差がある。低い地域の最賃額では生活費が大きく不足している現状もある。最賃の地域を早期に、かつ大幅に増額する必要がある。そのためにも最も高いＡランクの地域、特に東京都がさらに全体を引き上げる役割を担う必要がある。③中小・零細企業の経営者に安心して賃上げを実施できる環境を、東京都だからこそ推進すべきという理由から、引き上げ額のさらなる増額を求めるとの内容です。

次に、55ページ、提出者25、中央区労働組合協議会からの異議です。四つの異議が申し立てられております。順に要旨を読ませていただきます。

１、「健康で文化的な生活を保障できる最低賃金」を目指しつつ、私たちが求めている1,500円以上に限りなく近い引き上げを求めます。２、中央区では、中古マンションの１Ｋでも管理費等を含めると10万円前後にもなり、月額手取り15万円前後の人にとっては収入の大半を占める。職住近接が求められる防災、医療、福祉現場などの従事者は郊外から通うわけにもいかない。３、最低賃金引き上げに当たっても中小企業に対する特段の支援策が必要。国の責任において、最低賃金引き上げと中小企業経営が両立

できる十分な支援策を求めます。４、現行最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金法の早期法制化に向けて努めてほしいという内容です。

同様の意見を提出者26、中央区春闘共闘会議からもいただいております。

次に、59ページ、提出者29、東京都立大学労働組合からの異議です。最低賃金に張り付いた額でアルバイトをする大学生や大学院生と身近に接しており、最低賃金は看過できない切実な問題であるとして、現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに1,500円以上となるよう大幅な引き上げ改定を審議するよう求めるとの内容です。

次に、67ページ、提出者34、生協労連コープネットグループ労働組合からの異議です。改定予定の東京都の最低賃金1,041円では、憲法第25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。全国どこで暮らしても、時給にして1,500円以上は必要という調査結果が出ているとし、早期の全国一律最低賃金の導入と、最低賃金の引き上げは中小企業支援とセットでとの内容です。また、同労働組合が非正規労働者からの聞き取りや、手記を基に作成し、６月８日、菅首相に提出したパート労働黒書が資料として添付されております。

次に、96ページ、提出者36、東京地方医療労働組合連合会からの異議です。１、社会的役割にふさわしい医療・介護・福祉労働者の労働条件を確保するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要である。労働局長として、審議会に対し、再度改定金額の諮問を行ってください。２、コロナ禍で危機に瀕している中小企業の経営と雇用については国による抜本的な対策の拡充を求めてください。３、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、大幅な上積みを行うこと。また、再審議では生計費調査結果に基づく時間額1,500円の必要性について意見陳述の機会を求めますとの内容です。

次に、107ページ、提出者42、橋本策也様からの異議です。目安方式、ＡからＤランク方式の問題点や全国一律でないこと、いわゆる密室審議であること、最低賃金で生活する労働者の意見が反映されていないこと、28円アップでは低すぎること、コロナ禍の対策として雇用調整助成金の上限額が日額1,500円、時給1,875円相当へ引き上げられたことを理由として、今

回の28円増の改定は不当である。公開され最低賃金該当労働者の声を反映した審議会の再審議をもとめますとの内容です。

同様の意見を提出者43、めぐろユニオンからもいただいております。

以上が、令和３年度の東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書の要旨となります。

都留会長　　ありがとうございました。

それでは、これら 43 件の異議申出について一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　　異議がないようですので、異議申出については一括して審議することとします。

はじめに、労側委員の御意見をお願いします。

田代委員　　今年度の地域別最低賃金の審議を進めるにあたり、始まる前に各東京都内の労働団体から、様々な要請書、意見等をいただいており、それをしっかり受け止めて、私たちは審議をしてまいりました。また、東京オリンピックの開催により、東京のみ前倒しでの審議ということになったかと思います。

その東京での結果が、全国の道府県の審議に少なからず影響を与えたのではないかなと考えております。今の時点で、私どもが把握しているのは、ほぼ道府県では 28 円、東京と同じ結果が出ています。ただ、Dランクの一部では 30 円、また 32 円という結果も出ており、これも東京での結果が影響を与えたのではないかと考えております。

この 28 円の引上げ、1,041 円につきましては、まだまだ東京の労働者が東京都内で働いて生活していくに当たっては、決して満足できる額ではないと考えておりますが、最賃近傍で働いている方々の 10 月 1 日以降の収入等を考えた場合、一定の評価もできるのではないかなと考えております。また、将来、時給 1,500 円への第一歩につながる結果とも考えております。

よって、今年度におきましては、今回御説明いただきました異議申出、

団体が41件と個人が2件、トータル43件に関しましては、次年度に向けてしっかりと議論させていただくことを前提に、この場では改正決定の結果を尊重して、特段取り上げることなく、再度の審議は不要と考えております。

以上でございます。

都留会長　ありがとうございました。

労側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

では、使側委員の御意見をお願いいたします。

杉崎委員　使用者側といたしましては、本年度一貫して、現行水準の維持を求めてまいりました。しかしながら、先日行われました審議会におきまして7点の理由、根拠に基づき、最低賃金を28円引き上げ1,041円とする案が示されました。この案に対しまして、強い反対の意を表するために採決が行われる前に退席をさせていただきました。今でもその強い反対の意が変わることはございません。

今回、示されました7点の理由、根拠は楽観的な将来見通しに基づいておりましたが、この理由、根拠に関する直近の状況を見てみますと、6月の有効求人倍率は0.89倍で、引き続き1倍を下回るなど、非常に厳しい雇用情勢が続いております。また、コロナ感染者数の増加は著しく、感染爆発とも言うべき状況になっております。したがいまして、この楽観的な将来見通しは、もはや崩れていると言っても過言ではないと思います。

しかしながら、この新たな最低賃金は10月1日の発効日をもって、全ての企業に対して一律、かつ強制的に適用されます。したがいまして、東京労働局におかれましては、最低賃金の大幅引上げに伴う雇用への悪影響、特に非正規労働者の皆さんに対する影響、また中小企業の事業継続、業績への影響をしっかりと調査分析するとともに、その結果を踏まえて地方審議会の自主性の発揮を含め、今年度の審議を総括すべきであると考えます。

なお、中賃においても、総括する場を設定すると伺っておりますので、適用対象労働者数が多い東京においても、適切に対応していただきますようお願いいたします。

さらに、支援策に関しましては、労働基準監督署やハローワーク等のマン

パワーを総動員してしっかりと周知し、利用勧奨をするなど、不況にあえぐ中小企業に寄り添った対応をしていただきますよう、労働局には強く要望いたします。

以上です。

都留会長　ありがとうございました。使側の他の委員の方、御意見ありますか。よろしいですか。

ただいま各側から御意見をいただきました。7月21日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見をも踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についてもこれまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

「令和３年７月21日付け答申どおり決定することが適当である」との内容で答申することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　御異議がないようですので、「令和３年７月21日付け答申どおり決定することが適当である」との内容で答申することといたします。答申については、私と事務局で用意しますのでしばらくお待ちください。

（答申文（案）作成）

都留会長　では、答申（案）の配布をお願いします。

（答申文（案）配付）

都留会長　それでは、事務局から答申（案）の朗読をお願いします。

賃金課長　答申（案）を読み上げさせていただきます。

令和３年８月10日、東京労働局長土田浩史殿、東京地方最低賃金審議会、会長都留康、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。

令和３年８月10日貴職から、同年７月21日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する43件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

令和３年７月２１日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

都留会長　　ありがとうございます。この答申（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　　御異議がないということですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

労働局長　　ただいま、会長から、東京都最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、答申をいただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

公労使各側委員の皆様には、７月２日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で、慎重かつ熱心な御審議をいただきましたことにつきまして、改めて御礼申し上げます。

今後は、引き続き最低賃金の周知及び履行確保につきまして鋭意努めてまいる所存でございます。

また、中小企業に対する各種支援策につきまして、一層の利用及び活用の促進に努めてまいります。

委員の皆様には、今後も引き続き最低賃金制度の運用につきまして、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日はありがとうございました

都留会長　　それでは、東京都最低賃金の発効までの予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長　　御説明させていただきます。答申をいただきました、東京都最低賃金の改正に関しましては、本日、官報掲載の手続を行います。官報公示予定は、令和３年８月19日木曜日でございます。

効力発効日は、指定日発効ということで最低賃金法第14条第２項により、別に定める日として、令和３年10月１日金曜日となります。

以上です。

都留会長　　ありがとうございました。

それでは、本日、東京都最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について御審議いただいた上、東京労働局長に答申したことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。

よって、最低賃金審議会令第６条第７項により、同専門部会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　　御異議がないようですので、本日をもって東京都最低賃金専門部会を廃止することとします。専門部会委員の方々におかれましては、大変タイトなスケジュールの中で審議をしていただきまして、ありがとうございました。御苦労さまでした。

続きまして、議事（２）「特定最低賃金の改正決定及び決定の申出について」に進みます。

まず、申出要件について、本審議会において審議いたしますので、事務局から、現在までの申出状況について、説明してください。

賃金指導官　　これまで申出のなされた４業種について、報告いたします。

資料の115ページ、資料４としまして、４業種の特定（産業別）最低賃金の申出状況をまとめました一覧表をおつけしております。特定最低賃金につきましては、令和３年３月２日の本審におきまして、３業種の改正の申出、１業種の新設決定の申出に係る意向表明がありました旨、報告いたし

ました。その後、令和３年７月29日に、３業種について改正の申出が、１業種について新設決定の申出がございました。

具体的には、改正決定の申出としまして、東京都鉄鋼業最低賃金、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定の申出がありました。また、新設決定の申出として、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の申出がありました。

資料４の一覧表の右側Ａ欄が、申出者が代表する基幹的労働者数、Ｂ欄が、事務局で経済センサス等を基に推計算出した当該業種の最低賃金の適用がされる労働者数となります。

117ページ以降、資料５から資料８に、各特定最低賃金の申出書の抜粋をおつけいたしました。事務局において確認した結果、４件いずれも「新産業別最低賃金の運用方針」に照らして、適用される使用者及び基幹的労働者の範囲、対象となる労働協約の適用数、申出者の適格性その他について、形式的要件に該当していると判断されましたので、申出を受理いたしました。

以上です。

都留会長　ありがとうございました。申出要件について、何か、御意見がありましたらお願いします。

ないようでしたら、この４業種については、申出要件等について特段問題はないということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　よろしければ、議事（３）の「特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の諮問について」に進みます。

東京労働局長より、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について、諮問をされるとのことですので、局長、お願いします。

（局長から会長へ諮問文手交）

賃金課長　　それでは、各委員に諮問文（写）を配付いたします。

（諮問文（写）配付）

賃金課長　　それでは、諮問文を読み上げます。

賃金指導官　　諮問文を読み上げさせていただきます。

東労発基0810第２号、令和３年８月10日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京労働局長土田浩史、東京都鉄鋼業ほか２件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記、東京都鉄鋼業最低賃金（平成24年東京労働局最低賃金公示第５号）、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第２号）、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第３号）。

東労発基0810第３号、令和３年８月10日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京労働局長土田浩史、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

都留会長　　ただいま東京労働局長から、特定最低賃金の改正決定及び決定の必要性の有無について諮問がありました。

特定最低賃金に係る必要性審議については、「関係労使のイニシアティブと効率的運営の観点から適切に行うものとする」とされていることから、この必要性の有無に係る諮問について、検討委員会に審議を付託するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長　ありがとうございます。それでは、令和３年度の特定最賃必要性の有無及び審議の進め方等につきましては、検討委員会の場で審議していただくこととします。

事務局は、検討委員会の審議を踏まえて、今後必要な日程調整と、参考人招致について、労使各側と緊密に連携してください。

それでは、議事（４）に進みます。特定最低賃金の改正決定について、この場で申出者による申出の趣旨説明を行っていただきたいと思います。特定最低賃金の名称は長いので略して申しますが、本日は鉄鋼業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業及び電気機械器具製造業の順にお願いしたいと思います。

申出者に入室していただきますので、少しお待ちください。

（申出者入室）

都留会長　それでは、労側から申出者の御紹介をお願いします。

田代委員　申出者の御紹介をさせていただきます。

先ほど事務局からの御説明にありました資料の 115 ページに、各申出の業種、申出者、各数字の記載がございます。こちらの一番上にある鉄鋼業については、基幹労連東京都本部の石田委員長に御説明していただきます。

はん用機械については、はん用機械を取りまとめているＪＡＭ東京千葉の橋本統括部長に御説明していただきます。

輸送用機械については、こちら取りまとめていただいている自動車の東京地方協議会の安藤議長に御説明していただきます。

新設の電気については、私から趣旨説明をさせていただきます。

それぞれ、労働協約ケースの申出でございまして、これから御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

都留会長　申出者の皆様には、お忙しいところお越しいただきありがとうございます。御発言いただく時間は10分を目安にお願いします。

それでは、最初に鉄鋼業の申出者の方から、本件申出趣旨について御説明をお願いします。

石田申出人　基幹労連東京の石田でございます。私のほうから趣旨説明をさせていただきます。

産業別最低賃金につきましては、労働条件向上と事業の公正競争の確保を目的として、産業ごとの基幹的労働者の賃金の最低額を保障する制度であることは、ここにいらっしゃる皆さま周知のことだと思っております。

この産別最賃を改正することは、昨今の賃金引上げの動きを、非正規労働者や低所得者層にまで波及させ、産業・企業の維持、発展に向けた優秀な人材を確保するために必要な魅力ある労働条件を確立するとともに、経済の好循環につなげるための重要な取組みであると、我々は考えております。

我々、基幹労連では、今年の春闘におきまして、企業内最低賃金の引上げに注力し、取り組んでまいりました。その結果としまして、企業内最低賃金額の増額、新規締結の組合もあり、賃金改定に取り組めなかった組合においても、企業内最低賃金の引き上げがなされるなど、一定の成果が得られております。

今後、生産年齢人口は減少していく中で、我々、基幹労連の産業発展のためには、優秀な人材の確保は欠かせず、その優秀な人材を確保するためには、産業としての魅力を高めていかなければなりません。

産別最賃が必要ないとなりますと、産業としての魅力は薄れ、人材の確保に支障を来すことになります。今後、ワクチンの接種が進み、徐々に経済の回復が期待される状況下で、産業の将来を見据えた人材の確保ができなければ、人員構成のゆがみが生じ、技術、技能の伝承に支障を来すこと

にもなります。

ものづくり産業においては、技術、技能を確実に伝承していくことが重要でありまして、そのためには適切な産別最賃が必要であります。

鉄鋼業の現場は、24 時間 365 日稼働しております。そのため、コロナ禍であっても、操業を止めるわけにはいかず、従業員は緊急事態宣言下においても、感染の不安や恐怖と戦いながら、通常どおりの業務を行っております。特に、中小企業においては、大手企業に比べてリモートワークなどに対応できないところが多く、感染リスクを抱えての勤務となっています。

さらに、鉄鋼業で働く者は、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、その作業環境は他産業と比較しても、巨大装置や大型資材を使うため、重大災害が発生する可能性がより高く、かつ暑さ対策にも限界があるなど、大変厳しいものでございます。

このことを鑑みれば、当然のことながら、その最低賃金は地賃や他産業の産別最賃と比較して、より高い水準であってしかるべきです。そして、働く者が職業を選択する上で優先するのは賃金を中心とした魅力ある労働条件と労働環境によるところが大きく、鉄鋼業において働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べ魅力的でなければ、作業環境がよい軽作業や、専門性が必要ではない産業に優秀な人材が流出してしまい、我が国の基幹産業である鉄鋼業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうおそれがございます。

近年のグローバル競争下で、他国の鉄鋼業に対抗していくためには、サプライチェーンを含めた日本国内の鉄鋼業全体の底上げが必要であり、仮に鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながってしまいます。

生産年齢人口が減少する中で、鉄鋼業を維持、発展させるためにも優秀な人材の確保は欠かせず、そのためには鉄鋼業で働く者全てにおいて、賃金水準を向上させ、産業企業の魅力を高めていく必要があります。鉄鋼労働者の最低賃金を適正に底上げすることは、周辺産業の賃金の底上げを図ることにもつながります。その結果として、多くの労働者の賃金が底上げされることによって、消費の拡大が期待でき、ひいては地域経済の活性化

をもたらすことにもなります。

このような経済の好循環を実現するため、産業全体の賃金の底上げが必要であり、その意味でも鉄鋼業最低賃金が必要不可欠であると思います。

以上、申し上げました鉄鋼業と日本経済に対する将来の不安と懸念を御理解の上、鉄鋼業最低賃金の必要性についての御審議をよろしくお願いいたします。

都留会長　　ありがとうございました。

続いて、はん用機械製造業の申出者の方から御説明をお願いします。

橋本申出人　　ＪＡＭ東京千葉で統括部長をしております橋本でございます。かつて、審議会委員を務めておりました経験もございまして、お世話になった方もいらっしゃり、懐かしく思っております。

本日は、はん用機械器具・生産用機械器具製造業の申出趣旨説明をさせていただきます。

御存じかと思いますが、はん用機械、生産用機械器具製造業には、様々な分野のものがありまして、一般産業用、工業用機械、工作機械、農業、建設、半導体製造装置、とそれぞれありますが、中には機械を作るための機械、いわゆるマザーマシンなどと呼ばれるものもありまして、日本のものづくり産業を支えている自負を持っております。

当該産業は、日本のものづくり産業を支えておりまして、基本は、様々なところから来る受注を加工する技能が必要となり、高度技能、熟練技能労働者でないと、中小企業を中心としたはん用機械の産業が成り立たないとまでは言いませんが、維持発展が難しくなるとの考えを持っております。

ところが、この高度技術技能労働者について、大企業でも、東京に多くある町工場でも、若年者の確保や、それを育成していくことが、困難になっているのが実情で、中小企業では特に顕著に表れています。

私たちの組織で、大田区にある企業ですが、募集に対して日本人がなかなか来ないということで定年を終えた再雇用の方に長く勤めていただいたり、外国人労働者の採用も進めたり対応しているのですが人手不足に悩んでいるのが現状です。これは経営者の方のお言葉ですが、危機感が深刻化していると認識しております。

もちろん昨今における就業意欲は賃金だけではなく、時間、休日、ハラスメントや快適な職場環境など、いろんな面があると思います。しかし、やはり自分の働き方が賃金として評価されることに働きがいがあるという意味では、労働者の関心の多くが賃金に向いていることは間違いないと思います。ほかのものは、例えば中小企業支援策などでできますが、労使で協議ができる特定最低賃金につきましては制度として、この場が改定を審議する場なので申出をしたいと思っております。

深刻な人手不足については、いろんな理由がありますが、中小零細では大手との賃金格差があるかと思います。

私たちＪＡＭでは、多くの中小のはん用機械、一般機械器具の労組がありまして、今回賃上げを行ったのは、約 154 労組のうち 130 労組ちょっとで、１割強は賃上げさえできないところでございます。

もちろん、賃上げ額の回答に差はありますが、いわゆるベア、賃金改善は、私たちの集計上では 34 の労組しかできていません。金額的には 1,089 円です。もちろん定昇で上がったところは、ほかにもいっぱいありますが、ベアということではそうなっています。全体の 25％です。

規模別で見ますと、今、1,089 円と言いましたが、300 人未満は 930 円、1,000 人以上の労組ではほとんどベアを獲得していて 1,111 円と、当然格差が出ています。これを 100 人未満と 100 から 300 人で分けると、100 人未満の零細のほうが 977 円と高く、100 から 300 人は 738 円です。小さいところという言い方も失礼ですが、零細企業のほうが非常に高く出ています。これは一部かもしれませんが、労使交渉による健闘というよりも、会社がこのままではまずいとの考えで、一部の零細企業が大幅な賃上げをした例でございます。

申しましたように、私たちは、賃金を上げること、特にこの特定最賃を法律で上げるということについて重要視しておりますし、地域別最低賃金のように、全ての労働者、全ての産業を一律的に上げるということよりも、それぞれの産業の事情が分かっている労使で協議して上げるということを尊重していきたいと思っています。

最低賃金制度の内容をあらためてこの場で私から言うのは失礼ですが、

私の知る限りでは、地域別最賃は、労働者の生活の安定、いわゆるセーフティーネットという役割を担っているものとの理解でございます。

一方の特定最低賃金は、最賃法の第１条で労働力の質的向上や事業の公正な競争の確保に資するとありまして、役割が違うわけです。申し上げたように特定の産業の労働者から、場合によっては経営者からの賛同もあると思いますが、上質な労働者を集めて、労働力の質的向上を図ったり、賃金ダンピングの新規企業の参入を阻んだりとまでは言いませんが、一定程度規制するという意味で、事業の公正な競争を確保するという意味での特定最低賃金の役割を、ぜひ発揮させていただきたいと思っております。

私たちの組合にいるパートや有期労働の方は、地域別最低賃金に非常に関心を持っていますし、喜んでくれていますが、いわゆる正規社員の従業員は、地域別最賃が上がってもあまり関心を持っていません。やはり自分たちの賃金という意味では、自分たちの産業の賃金が上がるということでなければ関心は出てきませんし、当然、その産業を目指す若い人たちに対するアピールも低いと思っています。

最後になりますが、中小企業でも初任給は意外と大手と同じ、もしくは、比較的高い金額で募集している場合もあります。また、新卒は採れないことが多く中途採用も多いです。そういう意味では、18 歳云々の金額というよりも、今回、申出しております適用労働者の範囲について、雇入れ後２年未満の者や、技能習得中の者は外しております。つまり、私たちも当該産業の全ての労働者というより、入社して２年程度経って長期的に熟練労働者に育てていこうとする対象の人に適用される特定最低賃金を議論したいと思っています。この２年がいいのかどうかも労使で今後議論する場があればいいなと思っていますが、地域別最低賃金が幾ら上がったからといっても、それとはまた違う視点で、このはん用機械、生産用機械器具製造業の特定最低賃金の申出をさせていただいた次第でございます。

ぜひ、よろしく御審議をいただきたいと思います。

以上でございます。

都留会長　　ありがとうございました。

続きまして、輸送用機械器具製造業の申出者の方から御説明をお願いし

ます。

安藤申出人　全日本自動車産業労働組合総連合会の安藤と申します。

私からは、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業の特定最低賃金の改正について、出身である自動車を中心に説明させていただきます。

初めに、御承知とは思いますが、認識の共有を図る意味で日本経済について少し触れさせていただきます。日本経済の 2020 年度のＧＤＰ成長率は、コロナ禍の影響を大きく受けたことにより、マイナス 4.8％と認識しております。

また、直近 2021 年１月から３月期につきましては、前年比マイナス 11.3％、年率換算しますと１％に当たると思いますが、三、四半期分ぶりのマイナス成長になっております。このことは、個人消費の下振れ、それから緊急事態宣言の再発令によるサービス消費の大幅な減少といったものが背景にあると認識しております。特に、製造業の経済環境の弱含みは大きな要因だと認識しております。

こうした中で、自動車産業の現状は、2020 年の四輪車の世界生産台数は、前年比で 1,417 万台減の 7,762 万台、15.4％の減少になっております。対前年比では、大幅な減少という状況であります。

また、世界販売台数は、前年比で 1,245 万台減の 7,797 万台、13.8％の減少となっており、こちらも同様に前年を大幅に下回る記録的な落ち込みとなっております。

日系の自動車関係につきましては、国内生産台数が前年比で 162 万台減の 807 万台、16.7％減、海外生産台数については、前年比 348 万台減の 1,538 万台、18.4％減という状況であります。生産台数につきましては、国内の消費税の増加による影響などで、年初はマイナス傾向でしたが、４月以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等が発令された影響で、急激に減少している状況です。

2020 年後半に生産が回復に向かっても、歴年では前年を大きく割り込む水準の状況でした。海外生産台数につきましても、同様の傾向を示しておりまして、年後半に各社の生産は回復が本格化したものの、残念ながら今

年の春から夏にかけて急激に落ち込み、こちらをカバーするには至っていないのが現状であります。

一方、将来的には2035年からの電気自動車の関係ですね。100％達成を前向きに受けておりまして、その実現に向けた取り組みが、今、加速している状況であります。現状、電気自動車比率は高まってきているものの、いまだ15％程度であり、普及には、まだまだ課題が山積みの状況という認識でございます。

日本経済がまさに正念場である今こそ、自動車産業が主軸となって国内の生産台数1,000万台の確保に向けて、カーボンニュートラルの推進、これが改めて早急な国内市場の活性化対策という意味合いでも取り組む必要があると思っております。

こういった中で自動車におきましては、働く者の将来の不安の払拭、それから日本経済の自立的な成長のためにも、この節目におきまして、総合生活改善、俗に言う春闘、真の意味で構造変化を引き続き進めていくことが必要です。そして自動車産業全体の底上げ、格差の是正、これを前進させていくためにも、生産性の三原則にのっとった賃金の引上げをはじめとした労働条件の改善、働き方の改善、付加価値のウィン・ウィンの適正循環運動、この三つが連動した取り組みが必要という認識で進めてまいりました。

自動車産業全体の解決目標ということで、４月末以降につきましても、まだ中小等残っている部分もありますが、集計対象1,043労組の中で、現段階977、93.7％が妥結という状況になっております。

参考までに月例賃金につきましては、個別の賃金について663労組が要求をし、現時点で178単組回答を引き出しております。平均賃上げにつきましては、賃金カーブ維持分と賃金改善分を合わせた引上げ額、この平均が4,334円、賃金改善分の獲得割合は45.6％、平均の獲得金額は1,279円という状況であります。

こうした中でも、299名以下の中小の労組につきましては1,398円という、大手を上回るような数字が示されている状況になってきております。

また、企業内最低賃金協定を積極的に進めさせてもらっておりまして、

特定最賃制度の金額改正の申出要件や、新設の必要性に関する合意とみなされるとともに申出書に添付をする企業内最低賃金の協定の最低額は、金額の審議で重要な参考資料になると認識しております。

このため、企業内最低賃金協定の締結の拡大につきましては、賃金の改正、それから新設のための申出要件の確保、それから労働協約ケースへの移行という審議の円滑化等に寄与できるものと考えておりますので、企業内最低賃金協定の拡大と水準の引上げについて、産業を挙げて取り組んでいる状況でございます。

締結水準引上げを含め取り組みの単組数もかなり増えている状況にあり、特に新規締結に取り組んで具体的な成果に結びついた単組も一定数あることから、企業内最低賃金の取り組みが着実に前進しているという受け止めをしております。

現状において、全体の７割を超える企業において、企業内最低賃金の協定を締結しています。

よって、自動車産業の付加価値、生産性、労働の質の高さ、これにふさわしい賃金水準の実現が必要であると思っています。

就労人口のおよそ１割を占める国内の主要産業である自動車産業につきましては、これまでも高い付加価値、生産性を生み出し続けてきておりますし、雇用の裾野の広さも相まって日本経済、地域経済に対して大きな貢献を果たしているとの認識であります。

その自動車産業を支えているのは、まさにそこで働く人でありまして、自動車産業の競争力を中長期的に維持向上させていくためには、生み出されている付加価値、生産性、すなわち労働の質の高さ、これにふさわしい労働条件を実現して、産業で働く人の意欲、活力を高めていくことが不可欠だと思っております。

よって、ぜひとも公正な環境の確保や、企業の健全な発展の観点から、特定最低賃金につきましては、地域別最賃とは大きく性質が異なるものですので、産業の健全な発展に寄与すべく、産業にふさわしい賃金水準で特定最低賃金を設定していく必要があると考えております。

生み出し続けている高い付加価値、生産性に見合った特定最賃の設定を

しなければ、公正な競争力の確保ができないということだけではなく、自らが生み出している高い付加価値をも否定することにつながりかねない懸念も持っております。ぜひとも最後までの御審議をよろしくお願い申し上げます。

都留会長　　ありがとうございました。

続いて、電気機械器具製造業の申出者の方から説明をお願いします。

田代委員　　事務局よりお配りいただいた資料の 139 ページから電気関係の申出書のコピーをつけていただいております。こちらを御覧ください。

最低賃金法第 15 条第１項の規定により、東京都における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の決定、すなわち新設ということでの申出をいたしております。

その下には、適用労働者に関して記載しております。適用対象労働者は、常用雇用労働者ですので、所定労働時間が週 20 時間以上の者で、契約期間の定めがなく雇用されている労働者、契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者、雇い入れの時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者ということでございます。

新設ということで、申出に当たって２分の１以上の適用労働者数の協約が必要だということでございまして、140 ページに、私ども電機連合加盟組織の３万 493 名の組合員の労働協約を集めまして、申出をさせていただいております。この電機に関しましては、業界の動向、賃上げの状況等を検討委員会の場で説明させていただく準備をしておりますので、その場でも、参考人のほうから詳細を述べさせていただけたらと思っております。

今回の申出は、３業種の改正と１業種の新設ですが、先ほど別の申出人からもありましたが、私ども労働者側といたしましては、特定最低賃金は地域別最低賃金とは全く違うと考えており、役割も、また対象者も違うということで、先ほど会長からもございました労使のイニシアティブをもって積極的に審議させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

都留会長　　ありがとうございました。

申出者の皆様には、本会のために時間を割いていただきまして、ありがとうございました。

（申出者退室）

都留会長　　では、議事（５）「その他」となります。業務改善助成金について、制度改正があったと聞いておりますので、事務局から説明をお願いします。

賃金課長　　資料９、145ページを御覧ください。令和３年７月21日付け答申におきまして、業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことについて御要望をいただいたところです。今般、令和３年８月１日から業務改善助成金について、一部改正を行うこととなりましたので、御報告させていただきます。

資料９が業務改善助成金の改正後のリーフレットとなります。今回、新たに45円コースが新設され、また、賃金引上げ対象人数が一定要件を満たした場合には、「10名以上」のメニューが新設されました。これによりまして、助成額上限も最大で、従前450万円だったところ600万円に引上げられております。

また、本助成金は、生産性を向上させるために機器・設備を導入することが助成の条件となっておりますが、これまで自動車、パソコン、スマホ、タブレットといった汎用機器の場合は、導入しても助成の対象外でございました。しかし、今回の改正によりまして、事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上で、かつ、一定の要件を満たした場合には、①としまして、乗車定員11名以上の乗用自動車と貨物自動車、②としましてパソコン・スマホ・タブレットや周辺機器を導入した場合に助成の対象となることとなりました。

ここで言う一定の要件というのは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上高等の事業活動を示す指標が、前年、また前々年度同月比で30％減少している場合とされております。

東京労働局といたしましては、今後、令和３年７月21日付け答申における御指摘を踏まえまして、業務改善助成金の利用及び活用の促進に努めて

まいりたいと思います。以上です。

都留会長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、事務局はその手続を進めてください。

ほかに、何かございますか。特になければ、審議は終了とします。

最後に、事務局から連絡事項があれば、お願いします。

賃金課長　　次回の開催日程でございますが、後日、事務局より御案内をさせていただきます。皆様方の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長　　本日の議事録は、審議会運営規程第７条に基づき、公益委員は私が、労側委員は清野委員、使側委員は加藤委員に確認をお願いします。

本日は、これで審議会を終了しますが、最後に私、会長個人として今年度の審議を振り返りながら､個人としての所感を申し上げたいと思います。

私がこれから申し上げることは、事前に他の公益委員にも相談していませんし、事務局にも相談していません。

私は、今年度の諮問の審議会を始めるに当たり、最低賃金法第１条を読み上げて、三者構成の審議において議論を尽くし、尽くした上は、民主主義のルールにのっとって結論を出していただきたいとお願いいたしました。しかし、残念ながら審議の採決の場において、使側の委員の一部は退席をされました。私は、そういう実力行使は、私がお願いした民主主義のルールから逸脱していると考えますので、とても残念です。

今申し上げましたことは、今年度の審議の採決のあり方についてでしたが、昨年度は労側委員が採決の際に、やはり退席をされることが行われました。

私は、三者構成で議論している以上、その議論のあり方、あるいは結論に対して反対ということを言論によって示していただきたいと考えています。それぞれの立場があることは十分に理解します。しかし、その際は、多少声が大きくなってもいいですので、反対という意見を述べて、場合によってはその場で棄権するなりの行動を取っていただきたいと考えていま

す。

公益委員は、労使の意見の隔たりを埋めようとして、それなりに努力しています。もちろん、労使間に非常に大きな乖離がある場合には、なかなかそれを埋め切れないところがあることも、また事実ですが、できる限りのことはやろうとしているわけです。そういうときに、退席というようなことをされると、公益委員としては一体何のために時間を使って審議したのだろうというある種のむなしさを覚えることになります。

ですので、冒頭申しましたように、反対の御意見がある場合には、それは実力行使によってではなくて、言葉によって説明、意見を表明していただきたい。来年度の審議においては、そういう冷静な行動を取っていただきたいということを会長個人として希望いたします。

以上です。

加藤委員　発言を求めます。

ただいまの御意見につきましては、都留康委員の個人的な御見解ということで承らせていただきました。

以上です。

杉崎委員　すみません、一言発言を許していただきたいと思います。

ただいま都留会長から御発言がございましたが、今年度、先陣を切って私が退席をさせていただきました。

もちろん、会長の御指摘、御発言のとおり、三者構成の審議会で十分な議論を尽した上で、もちろんその労使の間で意見に大きな隔たりがありますので、その結果として提示をされた公益委員案、これも十分な議論を尽した上でこの公益委員案に対して賛成､反対の意思を表明するというのが、本来的な審議会のあるべき姿、求められる役割でありますし、私自身も一委員としてそういった役割、責務が委員にはあるということは十分に認識している次第であります。

しかしながら、先般も審議会で申し上げましたが、今、このコロナ禍で中小規模事業者、とりわけ飲食業、宿泊業がおかれている窮状、そこで働く非正規労働者の方々の雇用への懸念、事業継続への懸念、感染爆発の状況ですが、その後、随分増えていますよね。今日も楽観的な見通しという

表現をあえて使わせていただきました。そうした状況を考慮いたしますと、先般示されました７点の理由、根拠、その結果として出された今回の引上げ額が適切なのかどうか、我々使用者側の主張がしっかりと取り入れられているかどうかという点については、大いに疑問を持っております。

先ほど、都留先生からむなしさを覚えるという御発言がございました。私も同様の気持ちです。全く同じ気持ちです。目安が出たときに、中小企業３団体で連盟コメントを出させていただきましたが、もうこの最低賃金については、その決め方自体が大いに疑問を持たざるを得ないという状況であるかと思います。今日も地方審議会の自主性の発揮ということも発言させていただきましたが、こうした点についても大いに疑問を持っている次第であります。

しかしながら、都留先生からの御発言、公労使三者構成の審議会、この運営を大事にしなければいけないということについては、非常に重要な問題意識でありますし、本来、私も一員としてこの三者構成の審議会で十分に議論を尽すということは最も重視しなければいけないというのは理解しております。

退席させていただきましたのは、強い反対の意を表するためということでありまして、本来的には望ましい行為ではないというのは十分に認識を持ってございます。

今日の最後に、都留先生からこうした御指摘をいただきましたので、また今後も特定最賃、また来年も地域別最賃の議論がございますので、先生からの御指摘をしっかりと胸に刻んで、今後の審議に当たってまいりたいというふうに思ってございます。

発言、大変恐縮でございました。ありがとうございました。

都留会長　　どうもありがとうございました。

岩本委員　　公益委員の岩本です。

ただいまの都留委員の御意見、これは補足ですけれども、私なりに考えるところでは、使側、それから昨年度の労側、双方に対して向けられているものと理解しております。

それから、退席という手段について、私個人としては好ましいものとは

思っておりませんが、民主主義のルールとして、それが権限の逸脱なり、乱用だというものとは、私は考えておりません。

以上です。

都留会長　最後に所感を述べさせていただきましたが、これは所感ですので、先ほど御意見がありましたように、受け止めていただければありがたいということです。

これで、本日の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。